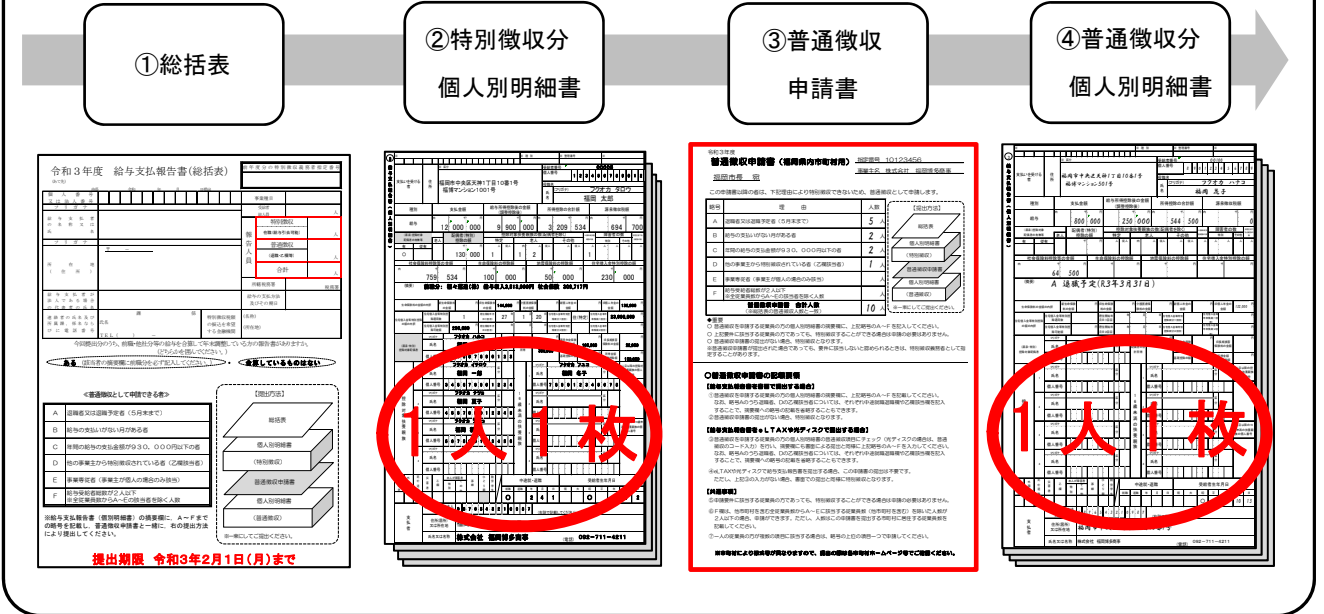


5 給与支払報告書の提出方法について

- 福岡市提出分の個人別明細書は、**1人につき1枚の提出**でお願いします。
- 総括表、個人別明細書、普通徴収申請書を、下記の順番に並べて提出してください。

①を表紙に、②～④の括りを上から順番に重ね、一束にしてください。



※書類の記載や添付もれ等、この順に並べて提出されないと、正しい徴収区分とならない場合があります。

6 給与支払報告書（総括表）の書き方について

- 総括表は、特別徴収義務者指定番号があらかじめ印刷（またはスタンプ）された「福岡市提出用 総括表※」を使用してください。それ以外の総括表を使用する場合は、余白に指定番号、特別徴収及び普通徴収の人員を明確に記入いただくよう、ご協力をお願いします。

※『令和2年度 福岡市市民税県民税 特別徴収関係書類綴』（令和2年度 税額決定通知書に同封）の1ページ目にあります。

※福岡市から令和2年度特別徴収税額通知を受けていない事業所には、12月に総括表を送付します。令和2年の中の新設事業所など、指定番号が印刷された総括表がお手元にない場合は、8ページの総括表を切り取って、使用してください。

※市内全区分の給与支払報告書を、必ず総括表1件にまとめて提出してください。（区ごとに分けて提出しないようにしてください。）

令和3年度給与支払報告書(総括表) (市区)		前年度分の特別徴収義務者指定番号 10123456
個人番号 又は法人番号 フリガナ カブシキガイシャ フクノカカクタンゴウジ	事業種目 サービス業	報告人員 特別徴収 90 普通徴収 10 合計 100
給与支払者の 名称又は フリガナ 株式会社 福岡博多商事 〒810-8520	所在地 (住所) 福岡市中央区天神1丁目10番1号 北列館ビル10階	所轄税務署 福岡 税務署
給与支払者 又は法人である場合 の代表者の氏名 福岡 太郎	給与の支払方法 及びその期日 月給 毎月25日	報告人員 特別徴収 90 普通徴収 10 合計 100
連絡者の氏名及び 所属、住所、氏名、なら びに電話番号 氏名 博多 花子 TEL (092) 711-4211	特別徴収税額 の振込を希望 する金融機関 (名称) 株式会社 ●●銀行 (所在地) 福岡市中央区天神1丁目●番●号	

●前年度分の特別徴収義務者指定番号

提出先市町村の令和2年度特別徴収義務者指定番号を記入して下さい。令和2年中に新設された場合は、「新規特別徴収」と記入してください。

●受給者総人員

令和3年1月1日現在において、福岡市外の受給者も含めた給与等の支払いをしている総人員数（令和2年中退職者は除く）を記入してください。

●報告人員

◆特別徴収

今回提出分給与支払報告書のうち、住民税を6月から貴事業所で給与引去できる人の数。**在職の方は原則、特別徴収となります。**

◆普通徴収

今回提出分給与支払報告書のうち、**特別徴収できない理由があり、普通徴収申請書（略号A～F）に記載した人の合計の数。**

「普通徴収申請書」の合計人数欄に記入する人数に一致します。

●前職分等合算確認欄

今回提出する給与支払報告書のうち、前職分等の他社支払給与を合算して年末調整しているものがあれば、必ず該当者の個人別明細書摘要欄に、その合算した他社分給与について、「事業所名」、「給与支払額」、「社会保険料額」等を記入してください。

※e-TAXの場合は、「他の支払者」欄に記入してください。

7 特別徴収の徹底と普通徴収申請書等の書き方について

○住民税の特別徴収の徹底について

- ・福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を推進しており、従業員の方の給与所得に係る住民税納付方法は原則特別徴収となります。
- ・特別徴収が困難な理由（下記略号A～F）に該当する従業員の方について**普通徴収とする場合は、必ず「普通徴収申請書」を提出**してください。併せて該当の方の各給与支払報告書（個人別明細書）の**摘要欄に、特別徴収が困難な理由の略号A～Fと略語（退職予定等）を必ず記載**してください。
- ・普通徴収申請書の提出がない、または記入漏れがある場合や、摘要欄に理由の記載がない場合は、**特別徴収として取り扱うこととなります**ので、漏れなく記入のうえ必ず提出してください。

普通徴収申請書 記入例

令和3年度
普通徴収申請書（福岡県内各市町村用） 指定番号 10123456
福岡市長 宛
事業主名 株式会社 福岡博多商事

この申請書に添付する者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理由	人数	【提出方法】
A	退職者又は退職予定者（5月末まで）	5人	総括表 個人別明細書 （特別徴収） 普通徴収申請書 個人別明細書 （普通徴収）
B	給与の支払いがない月がある者	2人	
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	2人	
D	他の事業主から特別徴収されている者（乙欄該当者）	1人	
E	事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）	1人	
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA～Fの該当者を除く人数	1人	
普通徴収申請書 合計人数 （※総括表の普通徴収人数と一致）		10人	

◆重要
○普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA～Fを記入してください。
○上記要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。
○普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。
※普通徴収申請書が提出された場合であっても、要件に該当しないと認められるときは、特別徴収義務者として指定することがあります。

給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄 記入例

③ 給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄 記入例

支払を受ける者 住所 福岡市中央区天神1丁目10番1号 福博マンション501号
受給者番号 00100
個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
役職名 フクオカ ハナコ
氏名 福岡 花子

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 （調整控除後）	所得控除の合計額	源泉徴収税額
給与	800,000	250,000	544,500	0
控除対象 配偶者の有無等	有	配偶者（特別 特定）	控除対象扶養親族の 数（配偶者を除く）	障害者の数
有	従有	老人	老人	その他
社会保険料控除等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金特別控除の額
64,500				
（摘要） A 退職予定(R3年3月31日)				

●普通徴収申請書 と 給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄 の記入について

- ・「普通徴収申請書」に下記「特別徴収が困難な理由（略号A～F）」ごとの**人数**を記入し、その合計を「**普通徴収申請書 合計人数**」に記入します。
- ・該当する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、該当する「理由」の**略号A～Fと略語**を記入します。
- ・**福岡県内統一基準である下記の略号A～F以外の理由は、普通徴収とすることはできません。**
- ・一人の従業員の方が複数の「理由」に該当する場合は、上位の略号（Aが最上位）と略語のみ記入します。
- ・前年退職者（略号Aに該当）、乙欄該当者（略号Dに該当）については、それぞれ中途就職退職欄や乙欄該当欄を記入することで、摘要欄への略号の記載を省略することができます。

●特別徴収が困難な理由（普通徴収申請理由） — 福岡県内統一基準 —

略号	理由	内容	略語
A	退職者又は令和3年5月末までの退職予定者	令和2年12月31日までの退職者、または令和3年5月31日までに退職予定の方。	・退職予定(令和3年〇月〇日) ※令和2年中の退職の場合は、「中途就・退職欄」の退職欄に○及び日付を記入してください。
B	給与の支払いがない月がある者	給与の支払いが隔月や季節払いであるなど、毎月の支払いではない方。または繁忙期だけの勤務であるなど支払いが不規則である方。（アルバイト・パートの方であっても、通年で毎月給与支払いのある方は特別徴収となります。）	・給与年〇回払 ・毎月給なし ・日給内欄 ・休職
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	今回提出の給与支払報告書の支払金額が930,000円以下の方。	・93万円以下
D	他の事業主から特別徴収されている者（乙欄該当者）	貴事業所が従たる給与（乙欄）の支払いをする方のうち、他の事業所（主たる給与支払者）において特別徴収が行われる方。	・乙欄該当
E	事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）	所得税の青色（または白色）申告を行う個人事業主から給与の支払いを受ける同一生計の親族の方。	・専従者
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA～Eの該当者を除く人数	令和3年1月1日現在において、福岡市以外の給与受給者も含め、総人数が2人以下の事業所については、普通徴収とすることができます。	・2人以下

e L T A Xや光ディスクで提出する場合は普通徴収申請書の提出は不要です

普通徴収とする従業員の方の個人別明細書の**普通徴収項目にチェック（光ディスクの場合は普通徴収のコード入力）**を行い、**摘要欄に上記略号A～Fを入力してください**。この入力がない場合、書面での提出の場合と同様に**特別徴収となります**。

8 給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

○令和3年度給与支払報告書より、基礎控除等の見直しなど、項目名・記載内容が変更されました。

必ず新様式で提出してください。なお、主な留意点のみを抜粋していますので記入方法についての詳細は、国税庁ホームページまたは国税庁作成による「令和2年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。

①⑬住所・氏名・生年月日欄

- ◆令和3年1月1日現在の住所を本人（支払いを受ける者）に確認の上記入してください。令和3年度の住民税は令和3年1月1日現在の住所で課税されます。正確な住所を記入してください。
- ◆電算処理しますので、氏名のフリガナ、生年月日、個人番号（マイナンバー）について、誤りがないか確認のうえ、必ず記入してください。

④摘要欄

- ◆中途就職者で前職分の給与と
 - 合算している場合
 - 前職分の会社名
 - 給与支払金額
 - 社会保険料等の金額（e L T A X の場合、「他の支払者」欄に記入してください。）
 - 合算していない場合
 - 「前職分無し」と記入します。
- ◆同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。
 (例) 博多 花子 (同配)
- ◆年末調整が済んでいない場合
 - 「年末調整未了」と記入します。
- ◆住民税を特別徴収できないため普通徴収とする場合
 - 3ページ「7特別徴収の徹底と普通徴収申請書等の書き方について」を参照してください。

⑤生命保険料の金額の内訳欄

- ◆令和2年中に支払った生命保険料がある場合、各種保険料の支払金額を記入します。
- ※正しい控除額の計算ができない場合がありますので、必ず記入して下さい。
- ※介護保険法の規定による介護保険料は、「社会保険料控除」の対象です。

③ 給与支払報告書（個人別明細書）		※ 区分	※ 種別	※ 整理番号
支払を受ける者	住所	受給者番号 00005 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		
	福岡市中央区天神1丁目10番1号 福博マンション1001号	役職名	フリガナ フクオカ タロウ 氏名 福岡 太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の合計額	源泉徴収税額
給与	12 000 000	9 900 000	3 209 534	694 700
源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		
有	130 000	特定 1 人 従人 1 人 老人 2 人 其他 1 人	障害者の数 特別 1 人 其他 0 人	
	社会保険料控除等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金特別控除の額
	759 534	100 000	50 000	230 000
(摘要) ④ 前職分: 福々運送(株) 給与収入3,513,000円 社会保険 309,717円				
生命保険料の金額の内訳				
新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額
144,000				
新個人年金の金額	円	旧個人年金の金額	円	
			132,000	
住宅借入金等特別控除の内訳				
住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(日)	27 年 1 月 20 日	住宅借入金等特別控除区分(1個目)
住宅借入金等特別控除可能額	230,000 円	居住開始年月日(日)		住宅借入金等特別控除区分(2個目)
				23,000,000
⑦ (源泉・特別) 控除対象配偶者				
フリガナ	フクオカ ハルコ	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額
氏名	福岡 春子		380,000	166,200
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			基礎控除の額
				150,000
⑩ 控除対象扶養親族				
フリガナ	フクオカ イチロウ	区分	フリガナ	フクオカ フユコ
氏名	福岡 一郎		氏名	福岡 冬子
個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8
フリガナ	フクオカ ナツコ	区分	フリガナ	
氏名	福岡 夏子		氏名	
個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		個人番号	
フリガナ	フクオカ アキコ	区分	フリガナ	
氏名	福岡 秋子		氏名	
個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		個人番号	
フリガナ		区分	フリガナ	
氏名			氏名	
個人番号			個人番号	
⑪ 未成年者 外国人 死亡退職 災害者 乙欄 本人が障害者 特別 その他 寡婦 ひとり親 勤労学生				
中途就・退職	⑫	中途就・退職	⑬	受給者生年月日
就職 退職 年 月 日	○ 2 4 1	就職 退職 年 月 日	○	43 8 2
⑪ 個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 (右詰で記載してください)				
支払者				
個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 (右詰で記載してください)				
住所(居所)又は所在地 福岡市中央区天神1丁目10番1号				
氏名又は名称 株式会社 福岡博多商事 (電話) 092-711-4211				

②⑦(源泉)控除対象配偶者の有無、配偶者(特別)控除の額欄等

- ◆(源泉)控除対象配偶者がいる場合 ⇒ 「有」に○を記入
 - 配偶者(特別)控除の額に控除額を記入してください。また、(源泉)控除対象配偶者が70歳以上(昭和26年1月1日以前生まれ)の場合は、「老人」にも○を記入してください。
 - 「氏名」、「フリガナ」、「個人番号(マイナンバー)」及び「配偶者の合計所得」について、⑦に記入してください。
- ◆(源泉)控除対象配偶者ではなく、配偶者特別控除の対象配偶者がいる場合 ⇒ 「有」に○は不要
 - 配偶者(特別)控除の額に控除額を記入してください。
 - 「氏名」、「フリガナ」、「個人番号(マイナンバー)」及び「配偶者の合計所得」について、⑦に記入してください。

※(源泉)控除対象配偶者及び配偶者特別控除の対象配偶者が非居住者(国外居住親族)の場合は、区分の欄に「○」を記入してください。

③⑩控除対象扶養親族等の数、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族（氏名）の欄

特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の人数を記入してください。
 老人扶養親族の内、本人又は配偶者の直系尊属で同居している人数を記入してください。
 老人扶養親族（70歳以上）全員の人数を記入してください。
 （H10.1.2以降～H14.1.1以前生まれの扶養親族）
 （S26.1.1以前生まれの扶養親族）

控除対象扶養親族の数 （配偶者を除く）						16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 （本人を除く）		
特定	老人		その他				特別	その他	
人	従人	内	人	従人	人	従人	内	人	人
1		1	2				1		

特別障害者の内、同居している人数を記入してください。

（源泉）控除対象配偶者（同一生計配偶者を含む）又は扶養親族である特別障害者の人数を記入してください。

特別障害者以外の障害者である（源泉）控除対象配偶者（同一生計配偶者を含む）又は扶養親族の人数を記入してください。

配偶者・特定・老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の人数を記入してください。

扶養親族で16歳未満（年少扶養親族）の人数を記入してください。
 （H17.1.2以降生まれの扶養親族）

※「従人」欄に記載された人数は、控除対象にならない場合がありますので、ご注意ください。
 「従人」欄は、従たる給与の支払の場合に、その人数を記入する欄です。

※ ③の扶養親族の人数と⑩の扶養親族の氏数の数は必ず一致するように記入してください。

◆控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）がいる場合

- ・扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号（マイナンバー）について、誤りがないか確認の上記入してください。
- ・扶養親族が非居住者（国外居住親族）の場合は、「区分」の欄に「○」を記入します。

⑥住宅借入金等特別控除の額の内訳の欄

◆住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用がある場合は、適用件数、居住開始年月日、区分、住宅借入金等特別控除可能額等を記入します。

- ・「住宅借入金等特別控除区分」欄には、適用を受けている控除の区分を下記のように記載します。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む）

認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合

増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合（バリアフリー、省エネ、多世帯同居改修工事等）

↳市県民税からは、控除対象外です。

（特定）…住宅等を購入した際の消費税が、新税率（8%等）の場合に該当

特定取得に該当する場合は、（特定）を付記します。（例：一般分の特定取得該当は「住（特定）」）

※記入もれ、誤りがある場合、控除の適用が受けられません。

⑧国民年金保険料等、旧長期損害保険料の欄

◆社会保険料控除、地震保険料控除の計算の基礎となった各支払金額の内訳を記入します。

⑨基礎控除の額、所得金額調整控除額の欄

◆基礎控除の額

- ・控除額は原則48万円。ただし、所得が2400万円を超える場合は段階的に控除額が減少します。

48万円以外だった場合にその金額を記載してください。

◆所得金額調整控除額

- ・適用できるのは、特別障害者の方、特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する方、23歳未満の扶養親族を有する方です。控除する金額を記入し、その扶養親族の氏名を摘要欄に記入してください。ただし、控除対象扶養親族欄等ですでに記載している場合は省略可能です。

「給与所得控除後の金額」は、この欄の「所得金額調整控除額」の金額を控除して記入してください。

⑪本人該当の欄

◆本人（支払いを受ける者）に該当するところがあれば「○」を記入します。

- ・未成年者：H13.1.3以降生まれで未婚の方
- ・寡婦：所得500万円以下で、配偶者と死別または離婚された方。離婚の場合には、扶養親族がなければ該当しません。
- ・ひとり親：婚姻歴の有無にかかわらず、所得500万円以下で、所得48万円以下の子を有する方。
- ・勤労学生：令和2年中の所得が75万円以下（本人の所得が給与のみの場合、給与収入130万円以下）で、給与所得等以外の所得が10万円以下の学生

⑫中途就・退職の欄

◆令和2年中に就職・退職された場合は、「就職」「退職」いずれかの欄に「○」を付し、その年月日を記入します。就職・退職両方の事由に該当する場合は、後に発生した事由についてのみ記入します。前職分給与の合算に必要となります。

「退職」欄に記載がないと、在職者として原則「特別徴収対象者」となりますので、ご注意ください。